第

1408

뮦



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 9月29日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06·6209·7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

## △ 特殊関係使用人への高額な給与

に対する過大な報酬は損金不算入になるとい うことですが、使用人である私の息子への給 料の場合は、過大であっても損金算入できま すか。

A:役員と特殊関係がある使用人への過大 給与等は、損金不算入とされます。

## 【解説】

平成10年度の税制改正では、課税の公平 を確保する観点から、会社がその役員と特殊 関係にある使用人に対して支給する給与のう ち、不相当に高額な部分の金額については、 損金に算入しないという取扱いが設けられ、 平成10年4月1日以後に開始する事業年度 から適用されています。

役員と特殊関係にある使用人とは、役員の 親族に加え、内縁関係者、役員から生計の支 援を受けているものをいいます。

また、不相当に高額な部分の給与とは、そ の使用人に対して支給した給与の額が、その 使用人の職務の内容、その会社の収益、及び 他の使用人に対する給与の支給の状況、その 会社と同種同規模会社の使用人に対する給与 の支給状況等に照らして相当であると認めら れる金額を超える部分の金額をいいます。

ご質問の場合、息子さんは特殊関係使用人 に該当しますので、給料のうち不相当に高額 な部分の金額は、損金不算入となります。







